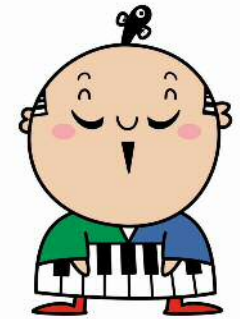


福祉サービス利用手続き アセスメント実施について

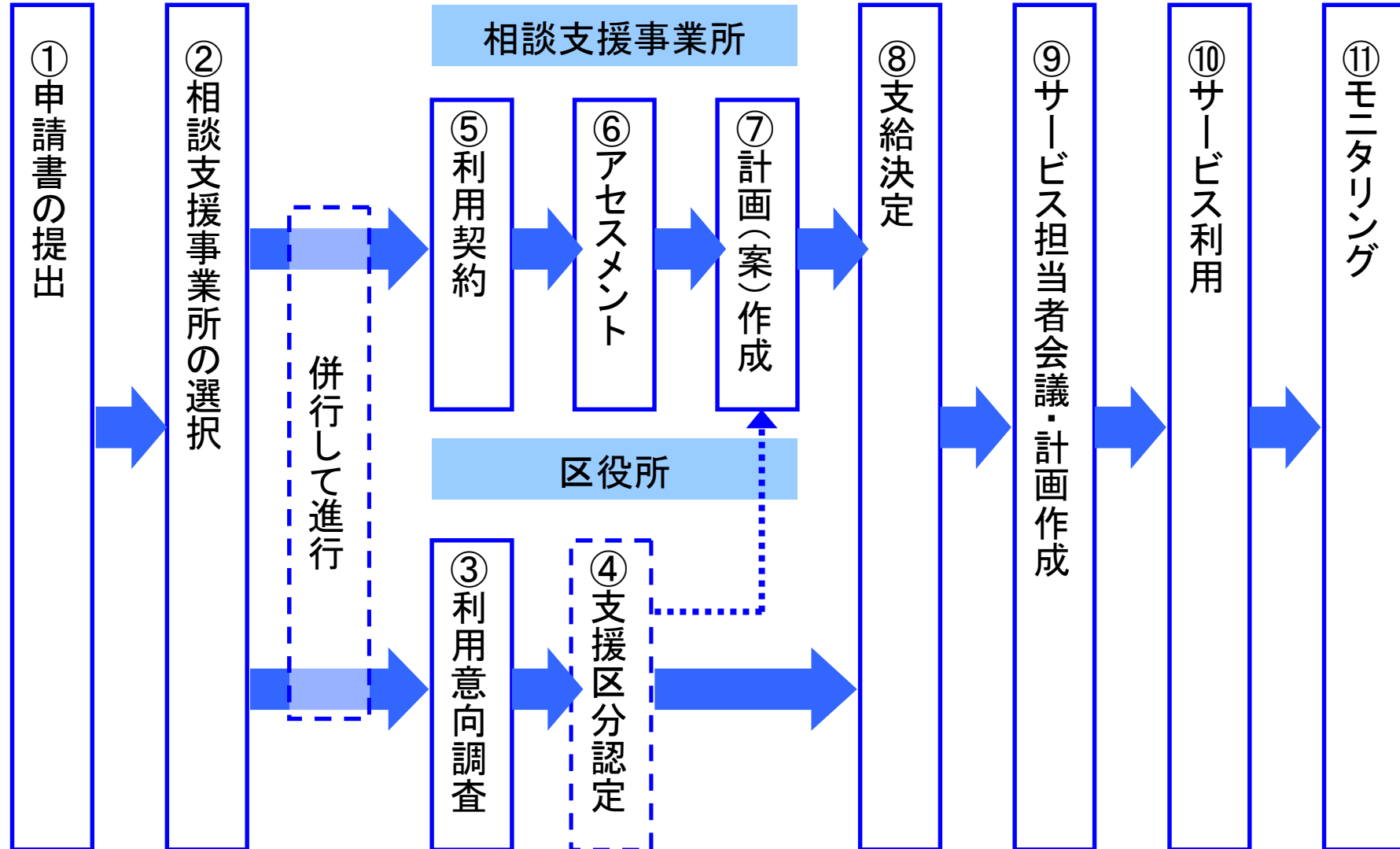
浜松市障害保健福祉課

出世大名
家康くん



©浜松市

福祉サービス利用手続きの流れ



福祉サービス利用手続きの流れ

①申請書の提出

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を区役所へ提出します。区役所からサービス等利用計画(案)を提出するよう「依頼書」が交付されます。「市内相談支援事業所一覧」も配付します。

②相談支援事業所の選択

相談支援事業所をお選びください。①で交付された「依頼書」を相談支援事業所へお見せください。

③利用意向調査

区役所の職員が面接し、ご本人の様子やサービス利用の必要性等を調査します。

福祉サービス利用手続きの流れ

④障害支援区分認定

利用したいサービスが障害支援区分の認定が必要な場合、区役所職員等が調査するほか、医師意見書の提出をお願いします。認定結果は、利用者へ通知されます。

⑤利用契約



相談支援事業所と、計画作成やモニタリング等をするための契約を締結します。

⑥アセスメント

相談支援専門員が面接し、ご本人の様子や日常生活の状況、利用者の意向等を伺います。

計画相談支援の趣旨・概要

アセスメント

-  利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接します。また、面接の趣旨を十分に説明します。
-  利用者の心身の状況、環境や日常生活全般の状況等、利用者の希望する生活等を伺い、解決すべき課題等を把握します。

福祉サービス利用手続きの流れ

⑦計画(案)作成

相談支援専門員が「サービス等利用計画(案)」を作成します。
この計画(案)の作成は、利用者の同意のもと進められます。

作成後、計画(案)の写しが渡されます。

併せて、相談支援事業所が計画作成費用等を受領するための申請手続きをお願いします(市内の場合、申請は相談支援事業所が代行。利用者が手続き(区役所へ提出)することも可)。

また、計画(案)も相談支援事業所から区役所へ提出されます(利用者が提出することも可)。

福祉サービス利用手続きの流れ

⑧支給決定

区役所において、提出された計画(案)や法令に定める事項を踏まえて、支給の要否や支給量などが決定され、通知書や受給者証が送られてきます。

⑨サービス担当者会議・計画作成

区役所からの支給決定を踏まえ、どこのサービス提供事業所と、どの程度サービス利用するかを相談支援事業所が調整します。

この会議を経て、「サービス等利用計画」を作成します。

この計画の作成は、利用者の同意のもと進められます。

計画相談支援の趣旨・概要

サービス等利用計画案

利用者氏名	〇〇 〇男	障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	〇〇相談支援センター		
障害福祉サービス受給者証番号	1234567890			計画作成担当者	〇〇 〇〇		
地域相談支援受給者証番号	1234567890						
計画案作成日	2012年4月1日	モニタリング期間(開始年月)	3か月間は毎月	利用者同意署名欄	〇〇 〇男		
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	左手を使い、以前のように働き、少しでも家族を養いたい。 趣味のガーデニングを楽しみたい。						
総合的な援助の方針	生活リズムの安定をさせ、社会参加して活動の幅を広げる。 少しでも工資を稼ぎ、充実した生活を送れるようになる。						
長期目標	就労支援事業所を利用して、就労する。						
短期目標	就労支援事業所に週3回行けるようになる。						
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	石片麻痺があるが体力を維持しながら、働きたい。	一日のスケジュールを決め、体力の向上に努め、週3回就労移行支援事業所に通えるようになる。	6ヶ月	就労移行支援事業所へ週3回、10時から16時まで通う。パソコンによる入力作業を練習する。	就労移行支援事業所への通所日には時間までに準備をする。その日のボランティアの名前を調べておき挨拶する。	1ヶ月	就労移行事業所への行きはボランティアに送迎をお願いする。帰りは疲れるので事業所が送る。
2	無収入で経済的に家計がひっ迫している。	年金の手続きをする。	3ヶ月	相談支援センターのアドバイスで家族が申請手続きをする。	制度を理解する。一人で留守番をして、妻が働きに行けるように協力する。	1ヶ月	特別障害者手当の申請 貯金を整理してきちんと把握 生命保険の手続きをすすめる 妻は非常勤講師から塾の教員に転職を考えている。
3	好きなガーデニングを楽しみたい。	昔の仲間と市内のガーデニングへ出かける。	12ヶ月	第1・2・4の月曜日に友人の送迎で2時間程度、ガーデニングのサークルに出かける。	仲間の介助でサークルに参加する。	1ヶ月	
4	運動不足から体重の増加があり、再発を起こすおそれがある。	高血圧・高脂血症があるので健康管理し、体重を5キロ減らす。	3ヶ月	家の周りを散歩する(1日2回、30分ずつ)	毎日時間を決めて散歩する。	1ヶ月	再発を予防する。
5	安心してお風呂に入りたい。	週に4回は入浴がシャワー浴をする。	1ヶ月	居宅介護(身体介護)週3回(各1時間) ・入浴の介護 移動支援事業で週1回(2時間) ・外出の支援	外出の計画を立てる。	1ヶ月	居宅介護以外の日については、妻がシャワー浴について見守り等の支援をする。
6	もっとちゃんとはなせるようになりたい。	留守番ができるようになる。	3ヶ月	介護保険サービスによる通所リハ(ST)	通所していない日の自習	1ヶ月	

福祉サービス利用手続きの流れ

⑩ サービス利用

サービス提供事業所と利用契約をし、サービスの利用開始です。

⑪ モニタリング

相談支援専門員は、作成した計画の実施状況を定期的に把握します。

このモニタリングの間隔は、受けるサービスの状況等により異なります。(受給者証に記載)

障害福祉サービス一覧（自立支援給付によるサービス）

介護給付

○居宅介護（ホームヘルプ）**身 知 精 児**（区分1以上）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○重度訪問介護 **身 知 精**（区分4以上）

重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

○行動援護 **知 精 児**（区分3以上）

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○同行援護 **視**

視覚に障がいがある人の外出支援を行います。

○重度障害者等包括支援 **身 知 精**（区分6以上）

介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○短期入所（ショートステイ）**身 知 精 児**（区分1以上）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○療養介護 **身**（区分5以上）

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

○生活介護 **身 知 精**（区分3以上、50歳以上は区分2から）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

○施設入所支援 **身 知 精**（区分4以上、50歳以上は区分3から）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

○自立訓練（機能訓練 **身**、生活訓練 **知 精**）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労移行支援 **身 知 精**

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労継続支援 A型・B型 **身 知 精**

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○共同生活援助（グループホーム）**身 知 精**

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

※ 介護の提供を受ける場合は、区分が必要になります。

特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型の利用について

障害保健福祉課

1 制度の概要

就労継続支援B型利用対象者

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難になった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労への移行が困難と市町村が判断した者（平成27年3月31日までの経過措置）

○ 平成25年4月1日改正内容（④関連）

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・ （なし）・ 平成25年3月31日まで	<ul style="list-style-type: none">・ 協議会等からの意見を徴することにより・ 平成27年3月31日まで

※ 協議会等：自立支援協議会、市町村審査会など

- ◎ 特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合に備えて、平成26年度末までの間に、特別支援学校在学中に②を満たす仕組みを構築する必要がある。

2 厚生労働省の方針（概要）

- できるだけ特別支援学校在学中に就労移行支援事業所によるアセスメントを実施することを推奨。
- アセスメントの期間は10日間～1ヶ月を基本とし、アセスメント対象者の状況等により、3日～10日間・2月程度を想定。

【浜松市内の状況】

- 平成26年11月1日時点で、市内の就労移行支援事業所は27。

特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型事業利用に係る アセスメントの実施について

日頃より、本市の障害福祉施策にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、就労継続支援B型事業の利用にあたっては、原則として、あらかじめ就労移行支援事業によるアセスメントを受けることが必要とされています。

本市ではこれまで、障害者支援区分審査会の判定をもってアセスメントの代替とする経過措置を利用して制度を運用してまいりました。

このたび、当該経過措置が平成27年3月31日をもって終了することから、平成27年4月以降、就労継続支援B型事業を利用する者のうち、同事業の利用対象（※2）に該当しない者については、本来の手続きである就労移行支援事業によるアセスメントを受ける必要があります。

本市では、就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントについて、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

1. 特別支援学校高等部の現3年生（平成26年度卒業予定者）について

在学中に障害者支援区分審査会の判定を受けることにより、これまでどおり経過措置の適用対象となります。判定結果に基づいて、市が就労継続支援B型事業の利用を決定します。

2. 特別支援学校高等部の現2年生（平成27年度卒業予定者）について

3年時の平成27年6月頃に行われる作業実習時期などに、就労移行支援事業所を利用してアセスメントを受けていただきます。実施期間は10日間程度を原則としますが、期間を短縮する場合は、最低でも3日間以上（※1）の実施を要件とします。

アセスメント実施後、就労移行支援事業所からの評価結果報告を踏まえて、就労継続支援B型の利用が適当であると市が判断した場合に、卒業後の就労継続支援B型の支給決定を行います（申請並びにアセスメント日程の標準モデルは別紙1を参照）。

3. 特別支援学校高等部の現1年生（平成28年度卒業予定者）並びに平成29年度以降の卒業予定者について

2年時の10月頃の作業実習時期などに、就労移行支援事業所を利用してアセスメントを受けていただきます。実施期間は10日間程度を原則としますが、期間を短縮する場合は、最低でも3日間以上（※1）の実施を要件とします。

アセスメント実施後、就労移行支援事業所からの評価結果報告を踏まえて、就労継続支援B型の利用が適当であると市が判断した場合に、卒業後の就労継続支援B型の支給決定を行います（申請並びにアセスメント日程の標準モデルは別紙2を参照）。

※1 アセスメントが3日間～9日間となる対象

就労移行支援事業所がアセスメントを実施可能と判断した場合に限ります。対象として以下の事例が考えられます。

- (1) 企業実習を経験しており、実習先の事業主も利用者の進路希望と同様の考え方であることが確認できるとき
- (2) 就労移行支援事業所が特別支援学校からアセスメントに資する情報提供を受けたとき

4. 上記1～3以外の者について

特別支援学校卒業予定者以外の方についても、「就労継続支援B型の対象者」（※2）を除き、就労移行支援事業所を利用したアセスメントを受けていただきます（ただし、平成24年度以前から就労継続支援B型の利用を開始し更新を継続している場合はアセスメント実施の必要がありません）。

アセスメントにおける期間設定は、10日間～1か月を基本スケジュールとします。ただし、利用者の状況に様々なケースが想定されるため、アセスメント実施者である就労移行支援事業所の判断により、期間を3日間～2か月の範囲内で適切に設定することができるものとします。

※2 就労継続支援B型の対象者

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難になった者
- (2) 就労移行支援事業所を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者
- (3) (1)、(2)に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者